

令和5年4月13日

子ども会育成会長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会長 亀山達次

令和5年度 第1回 子ども会関係文書の発送について

春暖の候、各子ども会におかれましては、益々ご健勝のことと推察いたします。

日頃より、地域における青少年の健全育成に多大なご協力とご理解を賜り、心より感謝いたします。

つきましては、第1回目の文書を下記のとおり送付いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 令和5年度 市子育連代議員総会 開催案内・出欠はがき
2. 専門部員の募集について・専門部推薦書
3. 【該当単子のみ】
令和5年度子ども会育成功労者表彰について（報告）及び表彰式へのご案内・出欠はがき
4. 【該当単子のみ】
令和5年度子ども会新聞・壁新聞及びポスターコンクール表彰式へのご案内・出欠はがき
5. 令和5年度 市子育連及び安全共済会 新規加入申請について・申請様式一式・記入例
6. 安全共済会補償内容変更について（チラシ）
7. (一社) 県子連「子ども会に入ろう」リーフレット

○問い合わせ先

〒272-0023 市川市南八幡2-20-2
市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課
電話 047-383-9419 （担当：久木、長田）

令和5年4月13日

子ども会育成会長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会 長 亀 山 達 次

令和5年度 代議員総会の開催について

陽春の候、皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、子ども会育成にご尽力をいただきお礼申し上げます。

さて、市川市子ども会育成会連絡協議会は、下記の通り令和5年度市川市子ども会育成会連絡協議会代議員総会の開催を予定しています。

つきましては、ご多忙の折とは存じますが、ぜひご出席くださいますようお願いいたします。

また、今年度につきましても、昨年度と同様に、育成会員相互の親睦と交流を図るため行ってきた懇親会を中止いたしますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染状況等、状況により、総会の延期・中止等の措置を取ることがございます。

記

1 日 時 令和5年5月13日（土） 受付13:00～ 開会13:30～

2 会 場 市川市勤労福祉センター 本館 3階 大会議室
(市川市南八幡2-20-1)

3 議 題

- (1) 令和4年度事業及び決算報告について
- (2) 令和5年度事業計画及び予算案について
- (3) その他

4 その他

- (1) 同封のはがきにて4月27日（木）までに出欠をお知らせ下さい。
- (2) 都合が悪くなった場合または追加の場合は5月2日（火）までに下記宛ご連絡をお願いします。

5 問合せ先 総務部長 若山（わかやま）携帯 090-7944-0474

提出先：市川市教育委員会

生涯学習部 青少年育成課

TEL：047（383）9419

令和5年度 市子育て連代議員総会

出席・欠席に○をお願いします

- ①代議員総会に **出席・欠席** します
※ 代議員総会に欠席の場合は、下記の委任状を記入の上、このハガキの返送をお願い致します。

育成会長 氏名 _____

(代理出席者 役職・氏名→ _____)

②令和5年度 育成会長及び文書担当者連絡先

子ども会名 ()		地区名 (第 地区)	
会長	氏名	電話番号	
	住所		
文書 担当者	氏名	電話番号	
	住所		

※令和5年4月27日(木)必着

委 任 状 令和5年 月 日
総会の議決はすべて議長に委任いたします。

育成会長 氏名 _____ 印

令和5年4月13日

地区長 様
子ども会育成会長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会長 亀山 達次

市川市子ども会育成会連絡協議会 専門部員の募集について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、市内の子ども会活動並びに地区青少年の健全育成にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年度がスタートします。本年度も市川市の子どもたちの健全育成のために、より一層の努力をしていく所存であります。

そこで、貴子ども会においても、それぞれの専門部において活動を希望されている方、また適任の方をご推薦いただき市子育連の活動をより良いものにしていきたいと思います。

つきましては、下記の通り、専門部員を募集いたしますので、貴子ども会内にお知らせいただき、役員経験者等の方々の中からぜひ適任者を推薦していただきたくご依頼申し上げます。

また、すでに令和4年度に専門部員としてご活躍されている方は任期が、令和5年の委嘱状交付式当日（6月予定）までですが、本年度も引き続きご推薦いただいても結構ですのでよろしくお願い申し上げます。

なお、交付式については、新型コロナウイルスの感染状況や予期せぬ社会情勢等により中止することがございます。予めご了承ください。

記

- 1、専門部の事務内容 総会資料参照（市子育連会則及び規程）
- 2、人 数 各部何名でも可
- 3、推 薦 方 法 別紙推薦書に必要事項を記入し、5月8日(月)までに下記宛に郵送またはご持参ください。
4. 委嘱状交付式日程 令和5年6月9日（金）午後7時～（受付午後6時半～）
場所：全日警ホール 第3会議室

市川市子ども会育成会連絡協議会 担当窓口
市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課
〒272-0023 市川市南八幡2-20-2 南八幡仮設庁舎2F
電 話 047-383-9419

市川市子ども会育成会連絡協議会 専門部員 推薦書

下記の者を市川市子ども会育成会連絡協議会専門部員推薦規程第2条により専門部員として推薦いたします。

No	ふりがな 氏 名	専門部名	郵便番号 住 所	電 話	育成会名
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		

年 月 日

市川市子ども会育成会連絡協議会
会 長 亀 山 達 次 様

第_____地区

_____子ども会育成会長 氏名_____ 印

5月8日（月）締め切り

令和5年4月13日

地区長 様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会 長 亀山 達次

市川市子ども会育成会連絡協議会 地区連絡員の推薦について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、市内の子ども会活動並びに地区青少年の健全育成にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年度がスタートします。本年度も市川市の子どもたちの健全育成のために、より一層の努力をしていく所存であります。

つきましては、下記の通り、地区連絡員の推薦をしていただきたくご依頼申し上げます。

なお、交付式については、新型コロナウイルスの感染状況や予期せぬ社会情勢等により中止することがございます。予めご了承ください。

記

- 1 地区連絡員について 総会資料参照（市子育連会則及び規程）
- 2 人数 各地区1名
- 3 推薦方法 推薦書に必要事項を記入し、5月8日(月)までに下記宛に郵送またはご持参ください。
- 4 委嘱状交付式日程 令和5年6月9日（金）午後7時～（受付午後6時半～）
場所：全日警ホール 第3会議室

市川市子ども会育成会連絡協議会 担当窓口
市川市教育委員会 生涯学習部 青少年育成課
〒272-0023 市川市南八幡2-20-2 第2庁舎4F
電 話 047-383-9419

市川市子ども会育成会連絡協議会 地区連絡員 推薦書

下記の者を市川市子ども会育成会連絡協議会地区連絡員規程第2条により地区連絡員として推薦いたします。

ふりがな 氏 名	郵便番号	住 所	電 話	育成会名
	〒			

令和 年 月 日
市川市子ども会育成会連絡協議会
会長 亀山 達次 様

第_____地区長 氏名_____ 印

令和5年度 市子育連代議員総会

育成功労者表彰式 出席連絡

子ども会名

子ども会

※下記に、出席される被表彰者の氏名をお書き下さい。欠席の場合は被表彰者氏名と代理者氏名をご記入ください。

〈ふりがな〉

☆被表彰者氏名

・ 欠席の場合

〈ふりがな〉

代理出席者氏名

〈ふりがな〉

☆被表彰者氏名

・ 欠席の場合

〈ふりがな〉

代理出席者氏名

(5月2日(火)までにご返送ください。)

令和5年4月13日

子ども会育成会長様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会長 亀山 達次

令和5年度 子ども会新聞・壁新聞及びポスターコンクール
表彰式へのご案内

標記の件について、過日子ども会新聞・ポスターコンクールのご入賞おめでとうございます。

つきましては、代議員総会の席で表彰させていただきたいと思っておりますので、貴子ども会から児童1,2名と引率者のご出席をお願いできれば幸いです。

なお、受賞された児童の都合がつかない場合は、保護者または育成者のご出席をお願いいたします。

詳細は下記になります。

同封の葉書にて **4月27日(木)**までにご連絡下さい。

記

1. 日時 令和5年5月13日(土)
受付 13:00
開会 13:30
2. 場所 勤労福祉センター本館 3階 大会議室
市川市南八幡2-20-1
3. 問い合わせ先
市川市子ども会育成会連絡協議会 担当窓口
市川市教育委員会 青少年育成課
電話: 047-383-9419

令和5年度 市子育連代議員総会
新聞・ポスターコンクール表彰式出席連絡

(子ども会名)

子ども会

※出席される児童・引率者のお名前をご記入
ください。

〈ふりがな〉

子ども氏名

学年

〈ふりがな〉

子ども氏名

学年

〈ふりがな〉

引率者名

※受賞された児童の都合がつかない場合は、
保護者または育成者のご出席をお願いし
たいと思いますので下記にお名前をご記
入ください。

〈ふりがな〉

保護者氏名

〈ふりがな〉

保護者氏名

(4月27日(木)までにご返送ください)

お知らせ

**安全共済会の申請用紙が
今年度（令和5年度）から
変更されました！**

今までの用紙は使えません！

**必ず新しい用紙を
ご使用ください！**

令和5年4月13日

各子ども会育成会長様

市川市子ども会育成会連絡協議会
会長 亀山 達次

令和5年度 市子育連・全国子ども会安全共済会 新規加入申請について

陽春の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のことと存じます。

「令和5年度 市子育連・全国子ども会安全共済会 新規加入申請」について、下記の通り受付いたしますのでお知らせいたします。

記

1 申請受付日

- ◎ 第1回 5月18日(木) 全日警ホール 第3会議室
午前10時～午後3時
- ◎ 第2回 5月23日(火) 南行徳市民談話室 集会室3,4にて
午前10時～午後3時

2 提出書類

※ 共済様式は今年度(令和5年度)から変更されています。
前年度(令和4年度)のものは使えません。ご注意ください。

- (1) 市子育連加入登録申請書・・・・・・・・・・2部(子ども会控え含む)
- (2) 安全共済会関係加入申請書一式・・・・各3部(子ども会控え含む)

↑※複写用紙の場合は1つづりとなります。

- ① 加入申込書・加入者名簿1(〈共済様式〉03)
- ② 加入申込書・加入者名簿2(〈共済様式〉04)
- ※ 「①」に加入人数が納まらない場合のみご使用下さい。
- ③ 令和5年度〈年間行事計画書〉(〈共済様式〉05)

※①～③は、追加加入申請の際にも使用しますので、必ずコピーをとって
ご使用ください。
申請書類については、「市川市子ども会育成会連絡協議会ホームページ」
からダウンロードが可能です。

- (3) 会則(ある単子のみ提出)・・・・・・・・・・1部

※ 提出時、書類に不備があった場合、会長印が必要になりますのでできるだけ会長印
をご持参ください。

3 会員資格

☆幼児
☆小学生 ☆中学生 ☆高校生
☆育成者(大人) ☆指導者(スポーツ等の指導者として関わっている大人)
※ 2023年4月1日の時点で満3歳以下の幼児(平成31年4月2日以降に生まれた方)が加入される場合は、必ずその保護者も加入し、活動に同伴することが条件となります。
※ 未加入の幼児、育成者(大人)等が子ども会行事に同行した際に怪我をしても保険は使えません。加入者名簿に掲載されている人が対象となりますので、ご注意ください。

- 4 会費 受付指定日に現金でお持ちください。

会費 1人 **330円** (年間通して変わりません)

令和5年度より、会費が230円から330円に変更されています。

100円増額となりますので、ご注意ください。

ご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

(会費330円の内訳)

① 市子育連分担金 → 1人 30円

② 安全共済会掛金 → ※1人 300円

※ 【全国子ども会安全共済会納入額】

◆ 「掛金50円(10月1日以降は40円に)」 + 「運営費20円」

【県子連会費納入額】※令和5年度より100円増額

◆ 「安全事業運営費230円(10月1日以降は240円に)」

- 5 安全共済会の適用期間について

(1) 第1回(5月18日)・第2回(5月23日)にて新規加入申請される場合

適用期間 2023年4月1日0時 ~ 2024年3月31日24時まで

※ 上記日程でご申請いただくと、4月1日に遡って保険が適用されます。
ご都合が悪い場合は、下記、青少年育成課までご相談下さい。

(2) 5月24日以降に新規・追加加入申請される場合

5月24日～6月7日までに申請された方は、6月9日からの保険適用開始となりますのでご注意ください。

追加加入申請については、4月「第2回文書発送」にてお知らせいたします。

- 6 傷病が起こってからの手続き

同封の「子ども会安全共済会のご案内」をご参照ください。

申請書類は4月「第2回文書発送」にて配付します。

問い合わせ先

市川市子ども会育成会連絡協議会 担当窓口

〒272-0023

市川市教育委員会 青少年育成課

市川市南八幡2-20-2 第2庁舎4階

TEL: 047(383)9419 FAX: 047(383)9405

令和5年度 市川市子ども会育成会連絡協議会 加入登録申請書

単子コード
12203
令和5年 月 日

市川市子ども会育成会連絡協議会会長 様
下記のとおり加入申請いたします。

1. 組織

団体名	子ども会	発足年月	年 月
所属自治会	自治会	該当学区	小学校
会員世帯数(広報紙「ふれあい」 各世帯に1部ずつ配布)	部	会 則	有 ・ 無 「有」の場合は登録の際にご提出願います。

2. 役員

役職	氏 名	住 所	電話番号
ふりがな 育成会会長			
育成会副会長			
代議員 ※①			
文書連絡者 ※②			
安全共済会 保険担当者 ※③			
フットベース監督			
野球監督			
子ども会会長			

- ※① 会則により、代議員の報告が義務づけられています。原則として育成会長が代議員となりますが、代議員総会に出席できない場合、代理を選出してください。代議員が総会に出席します。
- ※② 文書連絡者とは、市川市子ども会育成会連絡協議会から各子ども会への書類の送付先となります。会長でも、他の育成会員の方でもかまいません。文書は会員の方に周知してください。
- ※③ 安全共済会保険担当者とは、共済保険申込・請求等内容に関する照会の窓口になる方です。

3. 負担金(市子育連会費)

30円	×	人	合計	円
-----	---	---	----	---

4. 財政

☆ 収入予算総額	円
----------	---

(収入内訳)

☆ 会費総合計	(内訳: 育成会費総額)	(内訳: 子ども会費総額)
円	円	円
	((月額 円×12ヶ月)× 人)	((月額 円×12ヶ月)× 人)

☆行事関係	円	☆資源回収	円
☆自治会等	円	☆その他()	円

(提出日) 令和 年 月 日

市区町村等子連 受付日	
----------------	--

令和 年度〈年間行事計画書〉

新規	
追加・変更	

(該当に「〇」表示してください)

市区町村等子連	市川市子ども会育成会連絡協議会
単位子ども会	
単位子ども会番号	12203
担当者	
連絡先電話番号	

全国子ども会安全共済会規程に基づき、年間行事計画書を提出します。

1. 活動・事業名

月	実施予定日	行事・活動名	会場	参加予定人数	備考
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	

2. 日常定例活動（日常の練習等を含む）

行事実施前に必ずKYT（危険予知トレーニング）を実施願います。

年間行事の追加・変更が判明した段階で本様式に追加変更内容を記載して市区町村等子連経由して都道府県・指定都市子連に提出願います。

〈個人情報の取り扱いについて〉

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和5年1月
改訂

【2023年度】

「市川市子ども会育成会連絡協議会 加入登録申込書」及び「全国子ども会 安全共済会加入申込書」等記入例

1. 市川市子ども会育成会連絡協議会加入登録申請書・・・P1
2. <共済様式>03
 全国子ども会安全共済会加入申込書・・・・・・・・・・P2
3. <共済様式>04
 全国子ども会安全共済会加入者名簿2・・・・・・・・・・P3
4. <共済様式>05
 全国子ども会安全共済会年間行事計画書・・・・・・・・・・P4

☆上記の申請書類については、「市川市子ども会育成会連絡協議会
ホームページ」からもダウンロードできるようになっております。



市子育連ホームページQR

令和5年度 市川市子ども会育成会連絡協議会 加入登録申請書

単子コード
12203(記入不要)
令和5年 月 日

市川市子ども会育成会連絡協議会会長 様
下記のとおり加入申請いたします。

1. 組織

団体名	〇〇	子ども会	発足年月	年 月
所属自治会		自治会	該当学区	〇〇 小学校
会員世帯数(広報紙「ふれあい」 各世帯に1部ずつ配布)	〇〇 部	会 則	有 ・ 無 <small>「有」の場合は登録の際にご提出願います。</small>	

2. 役員

役職	氏 名	住 所	電話番号
ふりがな 育成会会長			
育成会副会長			
代議員 ※①	文書連絡者の方は必ず中身をチェックし、会員の方に回覧をお願いします。		
文書連絡者 ※②			
安全共済会 保険担当者 ※③	安全共済会保険担当者の方は保険加入・共済金請求の際にこちらからご連絡 させていただくことがございます。 日中連絡がとれる連絡先をご記入ください。		
フットベース監督			
野球監督			
子ども会会長			

- ※① 会則により、代議員の報告が義務づけられています。原則として育成会長が代議員となりますが、代議員総会に出席できない場合、代理を選出してください。代議員が総会に出席します。
- ※② 文書連絡者とは、市川市子ども会育成会連絡協議会から各子ども会への書類の送付先となります。会長でも、他の育成会員の方でもかまいません。文書は会員の方に周知してください。
- ※③ 安全共済会保険担当者とは、共済保険申込・請求等内容に関する照会の窓口になる方です。

3. 負担金(市子育連会費)

30円	×	人	合計	円
-----	---	---	----	---

4. 財政

☆ 収入予算総額	円
----------	---

(収入内訳)

☆ 会費総合計	(内訳: 育成会費総額)	(内訳: 子ども会費総額)
円	円	円
	((月額 円×12ヶ月)× 人)	((月額 円×12ヶ月)× 人)

☆行事関係	円	☆資源回収	円
☆自治会等	円	☆その他()	円

記入例

(提出日) 令和 5 年 5 月 18 日

市区町村等子連 受付日	
----------------	--

令和 5 年度<年間行事計画書>

新規	<input checked="" type="radio"/>
追加・変更	<input type="radio"/>

(該当に「O」表示してください)

市区町村等子連	市川市子ども会育成会連絡協議会
単位子ども会	〇〇子ども会
単位子ども会番号	12203
担当者	市川 太郎
連絡先電話番号	047-334-1111

全国子ども会安全共済会規程に基づき、年間行事計画書を提出します。

1. 活動・事業名

月	実施予定日	行事・活動名	会場	参加予定人数	備考
4	中旬	新入生歓迎会	〇〇公民館	30 名	
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	
				名	

日にち・会場など決まっていない場合は、上旬・中旬・下旬と記入し、決定したら青少年育成課へ報告してください。
 ※当初提出した行事日程の変更であれば青少年育成課へ電話で大丈夫ですが、行事が新たに追加になる場合は、年間行事計画書を追加で提出してください。

市町村の行事や県子連などの行事に参加する可能性があれば記入しておいてください

2. 日常定例活動（日常の練習等を含む）

毎週土曜日	野球・ドッジボール・フットベースの練習・試合など
隔週日曜日	廃品回収
通年	市子連・県子連及び市の主催事業に参加

行事実施前に必ずKYT（危険予知トレーニング）を実施願います。

年間行事の追加・変更が判明した段階で本様式に追加変更内容を記載して市区町村等子連経由して都道府県・指定都市子連に提出願います。

<個人情報の取り扱いについて>

本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和5年1月
改訂

令和5年度安全共済会

子ども会安全共済会にご加入の皆さん！

安全共済会の補償内容が変更されます。



1, 交通事故

交通事故によるケガも医療共済金の支払対象になりました。

健康保険を適用して治療した場合には限りませ

	○…支払対象		X…支払い対象外	
	現行	→	改正後	
死亡共済金	○	→	○	
後遺障害共済金	○	→	○	
医療共済金	X	→	○(※)	

※健康保険を適用して治療した場合には限りませ

2, 成長痛

支払対象の成長痛が増えました！

テニス肘、シーバー病、オスグッド病など、成長痛は全て対象外でしたが、**オスグッド病以外は対象**となります。

(なお、野球肘、疲労骨折は対象外)

3, 感染症(感染症法に基づくもの)

支払対象からはずれました。ただし、食中毒は支払対象(子ども会活動中に感染したものに限る)

子ども会活動中に感染したことを特定することが困難なため、支払対象からはずれました。

(なお、制度発足後支払った例はございません。)

支払い対象外となる主な感染症

- ・インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス感染症 等

※詳細は厚生労働省のホームページから参照ください。

○賠償責任保険の補償拡大

施設賠償責任保険財物損壊の免責金額が1,000円から0円になりました。提供した商品・飲食物などに起因する食中毒も補償対象になりました。

事故防止のため、定期的に、そして事業開始前から事業実施中にもKYT(危険予知トレーニング)と、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。





(一社)千葉県子ども会育成連合会

<連絡先>

〒260-0001

千葉市中央区都町 2-1-12 千葉県都町合同庁舎内

TEL:043-310-6357 FAX:043-310-6358

<http://www.kodomo-kai.or.jp/chiba/>

市町村子連へのお問い合わせは

子ども会は、子どもたちに生きる力を身につけられるよう、
体験を通して感動を共有し、輝く夢を育む活動を行なっています。

子ども会の活動、取り組み

☆仲間遊び ☆エコ活動 ☆緑化運動 ☆スポーツ活動 ☆慰問・訪問活動

☆食育活動 ☆生活習慣向上運動 ☆伝承芸能活動 ☆募金活動



子ども会に加入するには、市町村子連等を通じて、千葉県子ども会連合会に加入すれば
活動中のケガや事故に備えた全国子ども会安全共済会などの対象になります。

【全国子ども会安全共済会】

☆子ども会活動中に会員本人が負ったケガや病気に対して死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金が支払われます。詳しくは裏面へ。

【賠償責任保険】

☆子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたり、もしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。詳しくは全国子ども会連合会 HP へ。

千葉県子ども会育成連合会 加入時期によらず 年会費 1人 **300** 円

		4月から9月に加入	10月以降に加入
内 訳	①全国子ども会安全共済掛金	50 円	40 円
	②全国子ども会連合会運営費（子ども会賠償保険料を含む）	20 円	20 円
	③千葉県子ども会育成連合会運営費 （各事業・安全教育・安全共済及び賠償責任保険事務・諸費用等）	230 円	240 円

☑10月以降の①安全共済掛金は10円減額になりますが、千葉県子ども会育成連合会ではその都度処理を要することで、事務手数料などの費用が発生するので③運営費が10円増額となります。このため、千葉県子ども会育成連合会年会費は加入時期によらず300円です。

☑加入書類などは、全国子ども会連合会のHPからダウンロードできます。また、インターネット加入ができる場合もありますので、ぜひ市町村子連にご確認ください。



自転車保険も取り扱っております。お申し込み、または詳細に関しまして、全国子ども会連合会HPをご確認ください。

全国子ども会連合会



全国子ども会安全共済会のご案内

—令和5年度—

ご加入の前に必ずお読みください（共済約款ほか抜粋）

この共済は、被共済者が共済期間中に子ども会活動中に被った傷害又は疾病について、共済約款の規定に従い共済金をお支払いするものです。

1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

- (1) 次のいずれかによる活動を子ども会活動という
- ①子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（18歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動
 - ②子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
 - ③子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- (2) 前項の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

2. 共済期間の制限

令和5年4月1日0時より令和6年3月31日24時までの一年間
期間の途中から加入の場合は、加入手続きが完了した日の翌日0時から令和6年3月31日24時まで。

3. 共済契約者の範囲

- ①全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織の代表者
- ②都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織がない場合は、都道府県（指定都市）子連に加盟する子ども会連合組織または単位子ども会の代表者
- ③全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村（区）子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者
- ④全国子ども会連合会および全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連の事務局長代表者

4. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県（指定都市）子連に所属する者。
（0歳から加入可。加入年齢制限なし。4/1現在3歳以下の者が加入する場合は、保護者、祖父母又は親族（18歳以上）の加入が必要）

5. 共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者1名年額50円（10月1日以降の加入は40円）。
共済掛金のほかに全国子ども会連合会運営費と都道府県（指定都市）子連運営費が必要になります。

6. 共済金額

- (1) 死亡共済金 600万円
- (2) 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて7万円～600万円
- (3) 医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%
(支払限度額50万円)

7. 加入手続き（4月1日加入の場合）（期間の途中から加入も可）

共済契約者は、都道府県（指定都市）子連あたりに以下の手続きを完了すること。

- ①令和5年3月31日までに共済契約申込書を提出する。
- ②令和5年4月1日より5月31日までの間に指定の金融機関に共済掛金を振り込む。
- ③令和5年4月1日より5月31日までの間に加入者名簿、年間行事計画書を提出する。

8. 万一事故が発生した場合

(1) 事故の通知

被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県（指定都市）子連に通知すること。

(2) 共済金の請求

- ①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができる。
 - (ア) 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - (イ) 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
 - (ウ) 医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ②被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出すること。

③共済金請求権は共済金請求の事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅する。

9. 共済金をお支払いする場合

(1) 死亡共済金

- ①被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した時
- ②被共済者が子ども会活動中に突然死（上記が適用されない疾病により急死）した時

(2) 後遺障害共済金

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となった時

(3) 医療共済金

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として医師の治療又は柔道整復師による施術を受けた時

ただし、以下の場合は支払対象外

- ①平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
- ②事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費
- ③総医療点数が333点以下（医療共済金の額が1,000円以下）の場合
- ④共済金の支払い期間中に重複して支払い事由が発生した場合

10. 共済金をお支払いしない場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病

- ①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
 - ②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
 - ④交通事故。（自転車の単独事故、又は自転車同士の衝突事故を除く。死亡共済金、後遺障害共済金を除く。）
 - ⑤飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの
 - ⑥被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - (ア) 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - (イ) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - (ウ) 自転車に二人乗りしている間（法令で認められる場合を除きます。）
 - ⑦被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
 - ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
 - ⑨地震もしくは噴火又はこれらによる津波
 - ⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
 - ⑪⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑫⑩以外の放射性照射又は放射能汚染
 - ⑬喘息・癲癇の持病がある被共済者が、子ども会活動中に発症した喘息・癲癇の持病
 - ⑭成長痛・野球肘・疲労骨折
 - ⑮安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族（18歳以上）の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等
 - ⑯被共済者が学校管理下にある間に発生した事故等。ただし、被共済者が児童・生徒でない場合には、共済金を支払います。
- (2) 当会は、医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係がないことが医師等により明確に判断される傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。
- (3) 当会は、被共済者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなくても、共済金を支払いません。
- （注）いわゆるむちうち症をいいます。

本ご案内は、「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しておりますが、ご加入に関するすべての内容を記載していません。ホームページ上の共済規程をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

公益社団法人
全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚 6-1-14 全国子ども会ビル
TEL 03-5319-1741 (代) FAX 03-5319-1744
http://www.kodomo-kai.or.jp
E-mail zenkoren@kodomo-kai.or.jp